

■参考資料

(2015年1月27日 消費者委員会本会議配布資料)

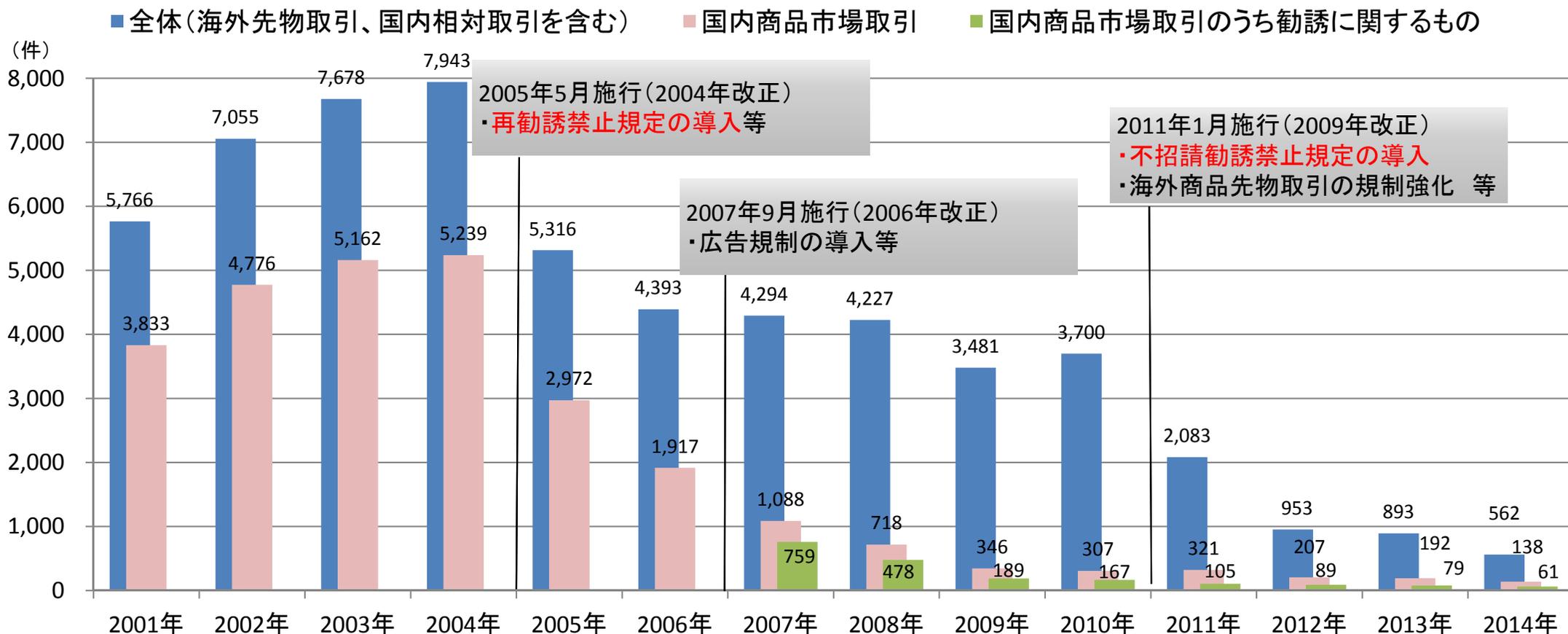
商品先物市場の活性化について
(勧誘規制の見直し)

2015年1月

農林水産省食料産業局
経済産業省商務流通保安グループ

商品先物取引に係る苦情・相談件数

- ◇ 商品先物取引に係る苦情・相談件数は、全体で約14分の1に減少。特に、国内商品市場取引について約38分の1（約97%減）に大幅減少。
- ◇ このうち約97%は、不招請勧誘規制の導入（2011年1月）までに減少。
- ◇ 特にトラブルの非常に多かった事業者（22社）に行政処分を行ってきており、17社が既に廃業。



※平成21年4月より集計方法が変更になったため、時系列での比較はできない。

※国内商品市場取引については、平成21年3月以前は「国内公設先物取引」の苦情相談を、平成21年4月以降は「国内商品先物等」の苦情相談を指す(平成23年1月以降は店頭取引の苦情相談を除く)。

出典: 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)データを基に経済産業省作成。また、勧誘に関するもの(平成19年以降)は、経済産業省が独自に分類・集計。

平成15年以前のデータは産業構造審議会商品先物取引分科会参考資料(平成24年6月/平成20年7月17日までの登録分)による。

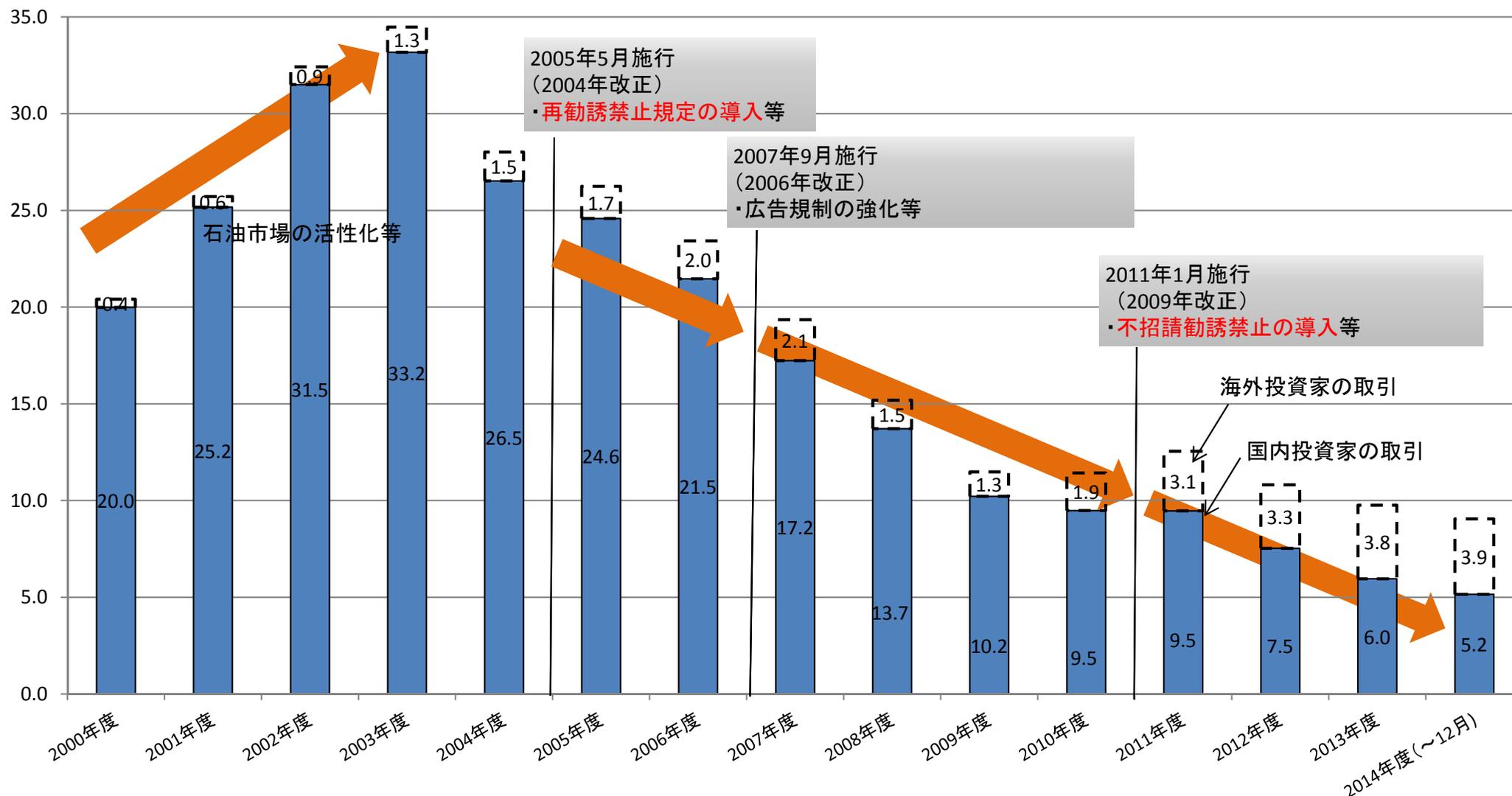
平成16年以降のデータは、平成26年12月31日までの登録分。

商品先物取引高の推移

- ◇東京商品取引所の出来高は、2003年度をピークに減少（約4分の1に減少）。
- ◇内訳をみると、海外投資家からの取引は急速に拡大。一方、国内投資家からの取引は、勧誘規制の強化のため大幅減少（過去3年間で約5割、ピークから約6分の1に減少）。

○東京商品取引所の出来高推移

1日あたり平均出来高(万枚)



規制改革実施計画(閣議決定)

◇商品先物市場の縮小と商品先物取引に関する苦情・相談件数の減少を背景に、2013年6月、「規制改革実施計画」(閣議決定)において、勧誘規制の見直しについて以下のとおり決定。

○規制改革実施計画(2013年6月14日閣議決定)(抄)

12	顧客勧誘時の適合性原則の見直し等	<u>勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。</u>	<u>2013年度措置</u>	農林水産省 経済産業省
----	------------------	---	-----------------	----------------

商品取引分野における規制緩和への対応(パブリックコメント案)

・規制改革実施計画を受けて、政令レベルでの枠組みを維持しつつ、省令(農林水産省・経済産業省共管)において以下の①又は②を一部適用除外として追加する案について、パブリックコメントを募集。(2014年4月5日～5月7日)

①熟慮期間等を設定した契約の勧誘

- ・70歳以上の高齢者、年金等による生活者とは契約できない。
- ・「熟慮期間」(契約から7日間取引できない)を設ける。
- ・取引のリスクを顧客が理解していることを確認。
- ・習熟期間の設定(経験不足の顧客は90日間は投資可能金額の3分の1までしか取引できない)
- ・顧客に損失発生の可能性を損失が生じる前に注意喚起

②ハイリスク取引の経験者に対する勧誘

FX、有価証券の信用取引等の経験者(自社以外との契約者を含む。)に対する勧誘。

商品取引分野における規制緩和への対応

- ◇ パブリックコメントにおいて、賛否両面において多くの意見が寄せられた。
- ◇ 特に①(一定の要件(年齢等)を満たした者への勧誘)について、パブリックコメント等の意見を踏まえ、パブリックコメントに付した案から、不招請勧誘規制が緩和される対象を絞り込み、顧客保護策を追加する修正を行った。
- ◇ 本年1月23日に公布、6月1日に施行。

対応案(赤字はパブリックコメント案から追加・修正した部分)

①一定の要件(年齢等)を満たした者への勧誘

<契約前>

- ・65歳以上の高齢者や年金等で生活する者とは契約できない(原案では70歳以上)。
- ・年収800万円以上若しくは金融資産2,000万円以上を有する者又は弁護士等の資格を有する者以外の者とは契約できない。
- ・取引のリスク(損失額が証拠金の額を上回るおそれがあること等)を顧客が理解していることを、契約前にテスト方式により確認。

<契約後>

- ・「熟慮期間」(契約から14日間は取引できない)を設ける(原案では7日間)。
- ・投資できる上限額を設定(年収及び金融資産の合計の1/3。上限額に達する証拠金の預託が必要となった場合には、取引を強制的に終了)。
- ・習熟期間の設定(経験不足の顧客は90日間は投資できる上限額の3分の1までしか取引できない)
- ・顧客に損失発生の可能性を損失が生じる前に注意喚起。

<その他>

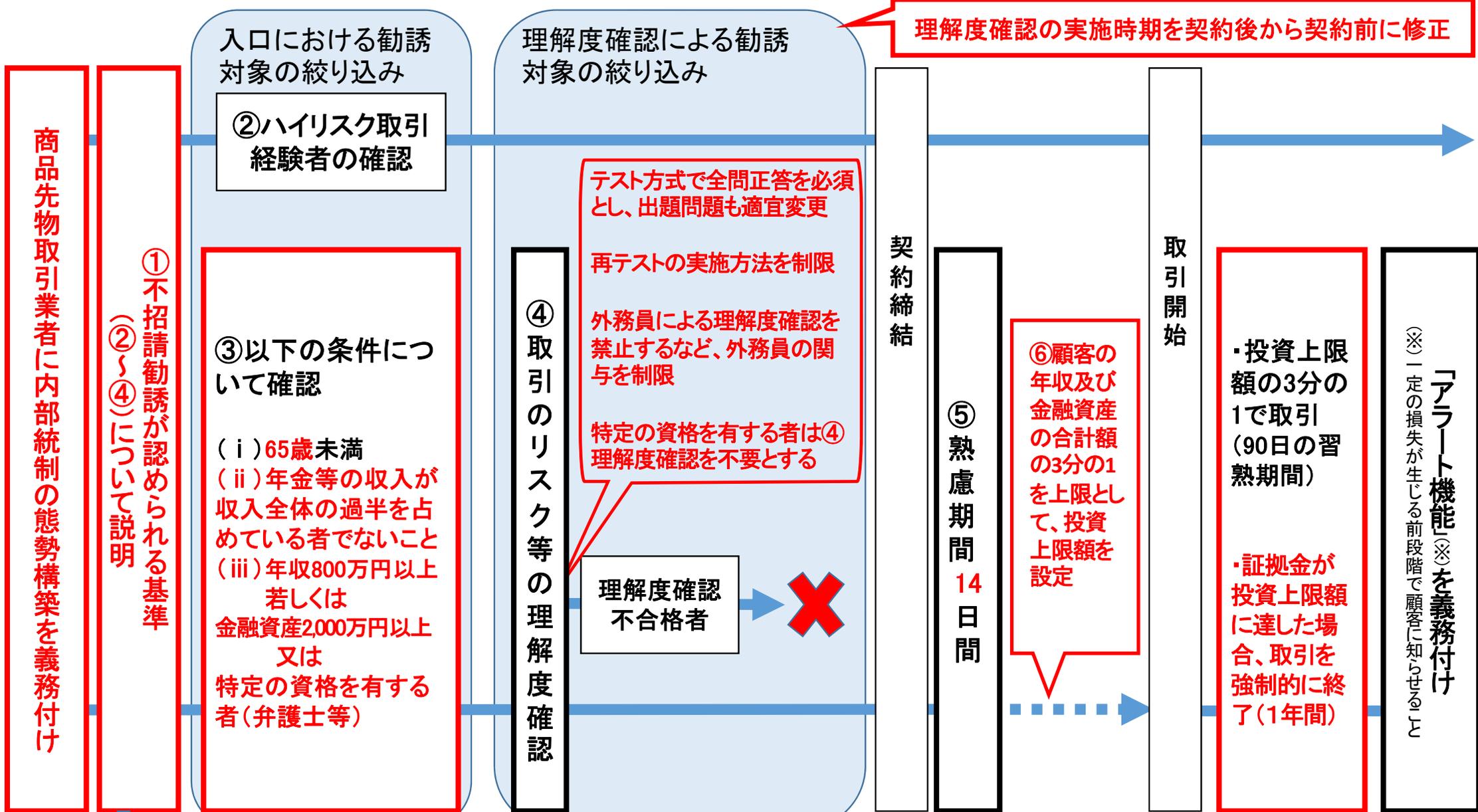
- ・事業者に対して重点検査を行い、法令に違反した事業者に対しては、許可取消しを含む厳正な処分を実施。
- ・悪質な違反行為を行った外務員を永久追放する自主規制ルールの導入。
- ・施行1年後を目処に実施状況を確認し、必要に応じて見直し(委託者保護に欠ける深刻な事態が生じた場合には施行後1年以内であっても必要な措置を講ずる)。

②ハイリスク取引の経験者に対する勧誘

FX、有価証券の信用取引等の経験者(自社以外との契約者を含む。)に対する勧誘。

重層的な委託者保護の取組

【資料2】



基準を
充たさない者



①～④の確認に係るエビデンスの保管義務(10年間)

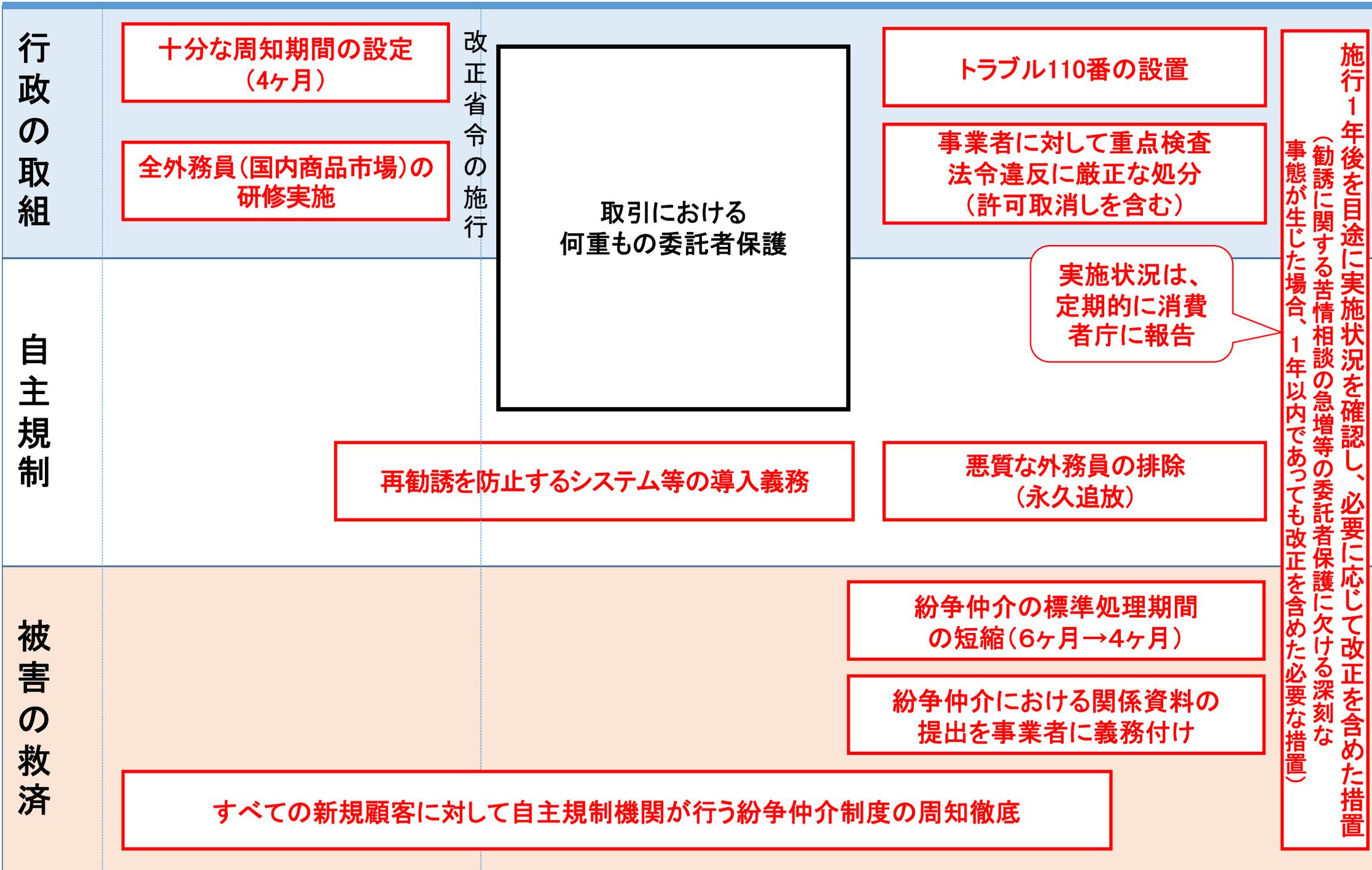
①～⑥に反して取引を行った場合、①～④の確認に係るエビデンスの保管義務に違反した場合又は顧客の申告内容が事実と異なることを知っていた場合には、当該取引は事業者の計算によるものとみなす。
③(ii)(iii)の確認について、収入や金融資産の内訳を顧客に申告させることを商品先物取引業者に義務付ける。

包括的な委託者保護策の全体像

<改正省令の施行前>

<取引中>

<取引後>



施行1年後を目途に実施状況を確認し、必要に応じて改正を含めた措置
(勧誘に関する苦情相談の急増等の委託者保護に欠ける深刻な
事態が生じた場合、1年以内であっても改正を含めた必要な措置)